

とうみ生活応援クーポン券事業取扱加盟店 募集要項

物価高騰等の影響を受ける市民の皆さまの生活支援と地域経済の活性化のため、全市民にクーポン券を交付する「とうみ生活応援クーポン券事業」を実施するにあたり、参加する加盟店を募集します。

1. 発行する商品券の概要（予定）

名称	とうみ生活応援クーポン券
発行主体	東御市
発行額	143,300,000 円
発行冊数	28,660 冊（令和 8 年 1 月 1 日現在）
クーポン券内訳	1,000 円券× 5 枚
使用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日まで
支援対象者	令和 8 年 3 月 1 日時点で東御市に住民登録のある方
対象者数	28,660 人（令和 8 年 1 月 1 日現在）
発送方法	令和 8 年 3 月中旬より順次発送
クーポン券利用可能店舗	市内加盟店
換金場所	東御市商工会

2. クーポン券取扱いにあたっての注意事項

（1）クーポン券の利用対象とならないもの

- ①換金性の高いものの購入（有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、回数券等）や電子マネーへのチャージ
- ②たばこ事業法における製造たばこの購入
- ③事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入
- ④国や地方公共団体への支払い（税金・水道等の公共料金・市指定のゴミ袋等）
- ⑤土地、家屋購入、家賃、地代・駐車場（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い、金融証券（株券、先物、保険、宝くじ等）の購入
- ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑦参加事業所においてクーポン券の利用を制限しているもの
- ⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑨特定の宗教・政治団体と関わりがあるものや公序良俗に反するもの
- ⑩その他、事業の趣旨にそぐわないもの

(2) その他の留意事項

- ①クーポン券取扱加盟店における物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能とします。
- ②クーポン券は、一人につき1回、1,000円以上の物品の購入または役務の提供に係る取引において1枚利用できるものとします。
- ③利用期間を過ぎたクーポン券は受け取らないでください。利用期間を過ぎてクーポン券を受け取った場合は、換金できません。
- ④一般消費者との現金交換はできません。
- ⑤釣り銭の支払いはできません。不足分は現金で受け取ってください。
- ⑥クーポン券取扱加盟店以外では利用できません。
- ⑦クーポンの盗難・紛失、または偽造等に対し、発行者は責めを負いません。
- ⑧参加事業所において、本クーポン券を利用対象としない商品を定める場合は、予め利用者が認識できるよう明示してください。
- ⑨消費者へクーポン券が届くのは早くても3月中旬となりますが、使用可能となるのは4月1日以降です。それ以前にクーポン券の使用はできません。

3. クーポン券取扱加盟店登録資格

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者※1（みなし大企業※2は除く）である会社又は個人事業主等（以下「中小事業者」という。）、※1が経営する市内の店舗、※3であること。

※1 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小事業者

業種分類	資本金の額又は出資の総額
製造業・その他	3億円以下
卸売業	1億円以下
サービス業	5,000万円以下
小売業	5,000万円以下

又は

業種分類	常時使用する従業員の数
製造業・その他	300人以下
卸売業	100人以下
サービス業	100人以下
小売業	50人以下

- ・事業協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、消費生活協同組合等の各種組合は対象
- ・一般社団法人・財団法人、公益社団法人・財団法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人は、その主たる業種が表に記載の従業員数以下である場合は対象

※2 みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業者

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※3 フランチャイズチェーン及びガソリンスタンドについては、加盟店等を直接経営する事業者が中小事業者には該当する場合は対象

ただし、次の事業者を除きます。

- ①特定の宗教、政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っているもの
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者が営業を行っているもの
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者
- ④上記2.（1）「クーポン券の利用対象とならないもの」に記載の取引・商品のみを取り扱う店舗等
- ⑤その他の法令又は公序良俗に反するもの

4. クーポン券取扱加盟店の責務等

次に掲げる事項を遵守してください。

- ①クーポン券取扱加盟店であることが明確になるよう、加盟店用ポスターを配布いたしますので、利用者が分かりやすいように掲示してください。
- ②利用者が使用されるクーポン券について、偽造でないかの確認をしてください。明らかに偽造されたクーポン券であると判別できる場合は、クーポン券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに東御市商工会へ報告してください。
- ③クーポン券を受け取った時は、再流出を防止するためクーポン券裏面の指定欄に自店名を記入・押印することとし、既に記入・押印があるものは、受け取りを拒否してください。
- ④本クーポン券事業の運営にご協力ください。

5. 換金手続き

クーポン券取扱加盟店は、使用されたクーポン券裏の指定欄に自店名を記入・押印の上、換金請求書を添えて東御市商工会（えべや1階 とうみ生活応援クーポン券事務局窓口）に提出して下さい。

※クーポン券へのふせんの貼付、ホッチキス止めは、はずして提出してください。

①必要なもの

- ・換金請求書（特設サイトからダウンロード） 商工会窓口にもあります
- ・使用済み商品券（自店印押印済みのもの）
- ・印鑑（代表者または担当者）

※換金受付期間 令和8年4月6日（月）～令和8年9月15日（火）（受付最終）

受付時間 午前9時から16時まで

毎月15日締⇒当月25日支払 と 毎月末日締 ⇒ 翌月10日支払

（締め切り日が祝祭日の場合は、翌日以降の営業日とする）

※最終換金手続きは、令和8年9月15日（火）です（令和8年9月25日支払い）

窓口において金銭の授受は行わず、事務局は預かり枚数と金額を記載した預かり証を発行、締日に応じて予め定めた支払日に指定口座への振込により換金手続きを完了する。

6. 取扱加盟店申し込み方法

クーポン券取扱加盟店に登録を希望される事業所は、別紙「とうみ生活応援クーポン券事業」取扱店登録申込書兼口座振込依頼書に必要事項をご記入の上、2月13日（金）（第一次募集締切）までに商工会事務局迄郵送または持参してください（FAX・Eメール 受付可）

2月13日（金）までに登録された事業所は、商品券発送時に同封する「とうみ生活応援クーポン券事業取扱加盟店舗一覧」に掲載します（なお、それ以降も随時募集は継続します。第一次募集期限後に登録された事業所は商工会のホームページに商品券取扱加盟店として掲載いたします。）

〈とうみ生活応援クーポン券事業特設サイト〉 <https://tomi-city.jp/bosyu>



7. 取扱加盟店の資格喪失

万が一、取扱加盟店が本要項に定める事項に反した場合には、市及び東御市商工会は取扱加盟店登録を取消し、クーポン券の換金を停止することがあります。

8. 本クーポン券事業に関する問い合わせ先

東御市商工会 電話 0268-75-5536

FAX 0268-75-0875

Email: info@tomi-city.jp

東御市商工観光課 商工労政係

電話 0268-64-5895